

杉並区における総合評価一般競争入札制度の概要

1 趣旨

契約の目的や性質から価格競争による入札方式により難しい場合、予定価格の制限の範囲内において、価格その他の条件を総合的に評価し、区に最も有利な者を落札者とする。

2 適用案件

次の入札案件のうち、契約の目的及び内容等を踏まえ必要と認められる案件に適用する。

予定価格 3 千万円以上の工事請負及び委託案件

予定価格 1 千万円以上の物品購入案件

3 実施の要件

一般的な入札手続のほか、技術提案に対する審査及び総合評価に対する信頼性を確保するため、審査体制の整備や審査結果の説明等手続きの透明性の向上を図ることとし、適用案件に応じ次の事項について個別に総合評価方式の実施内容を定めるものとする。

- (1) 落札者決定基準の策定
- (2) 学識経験者からの意見聴取
 - 総合評価方式の入札の適否
 - 落札者の決定
 - 落札者決定基準の留意事項
- (3) 入札公告
 - 総合評価方式の入札の方法による旨
 - 落札者決定基準

杉並公会堂 P F I 事業における総合評価一般競争入札の経過について

1 杉並公会堂 P F I 事業の事業者募集・選定方式

区は、杉並公会堂 P F I 事業に係る民間事業者の募集・選定方式について、以下の理由により、総合評価一般競争入札を採用することとした。

自治事務次官通知(平成12年3月29日)において、「P F I 契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、P F I 事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることにかんがみ、総合評価一般競争入札(地方自治法施行令第167条の10の2)の活用を図ること」とされている。

杉並公会堂の改築事業については、P F I 事業としてこれを行う以前に、従来の設計・工事発注手法により基本設計を終了しており、当該設計図書を P F I 事業において活用することとした。なお、当該基本設計の内容は、設計プロポーザルにより選定された設計者と共同で作成したものであり、公会堂の設計については、既に区として一定の設計提案を受けているという経過があった。

本事業への P F I 手法の導入は、施設整備費の削減、施設維持管理・運営費の削減など、総事業経費の削減による財政支出の軽減化が大きな要因であったこと。

2 杉並公会堂 P F I 事業審査委員会の設置

区は、杉並公会堂 P F I 事業を実施する民間事業者の選定を行うため、学識者等で構成される審査委員会を設置した。

審査委員会の所掌事務(審議事項)は、以下のとおりである。

総合評価一般競争入札によることの適否について意見すること

落札者決定基準について意見すること

事業者提案の審査(優秀提案者の選定)

参考資料【審査委員会設置要綱・委員名簿】 資料3

参考資料【落札者決定基準】 資料4

3 事業者募集・選定経過

- (1) 第1回審査委員会 [平成13年12月14日]
審査委員会において、総合評価一般競争入札を採用することの適否について意見を聴いた。
- (2) 第2回審査委員会 [平成14年4月5日]
審査委員会において、落札者決定基準の内容について検討を行った。
- (3) 入札公告 [平成14年4月23日]
区ホームページにより入札公告し、入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準等の関係書類の交付を開始した。
- (4) 入札説明書等に関する第1回質問・回答
入札説明書等に関する質問等を事業者から受け付けし(平成14年5月13日~15日)、回答した(平成14年6月7日)。[14社・348件]
- (5) 入札参加資格審査書類受付 [平成14年6月14日]
入札参加資格審査書類を3グループから受領し、参加資格を審査した。
3グループについて
新日鉄都市開発グループ、オリックスグループ、大林グループ
- (6) 参加資格審査結果通知 [平成14年6月21日]
入札参加資格審査を行い、3グループ全てについて参加資格を満たしている旨の通知を行った。
- (7) 入札説明書等に関する第2回質問・回答
入札説明書等に関する質問等を事業者から受け付けし(平成14年7月10日~12日)、回答した(平成14年7月26日)。[3社・174件]
- (8) 入札 [平成14年9月10日]
大林グループ1グループから提案書類の提出があった。入札金額は、区が示した入札予定価格を下回るものであったことから、審査委員会において提案内容を審査することとした。
- (9) 第3回審査委員会 [平成14年10月1日]
提案書類の審査方法等について審議した。
- (10) 第4回審査委員会 [平成14年10月21日]
提案書類の審査(基礎審査)を行った。
- (11) 第5回審査委員会 [平成14年10月30日]
提案書類の審査(加点審査)を行った。

参考資料【審査委員会選定経過】	資料5
参考資料【区民生活委員会・会議要点記録】	資料6
参考資料【入札参加者が1人しかいない場合の取扱い】	資料7
参考資料【主なPFI事業案件 入札概要】	資料8

4 関係法令

(1) PFI法

「公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。」[第7条：民間事業者の選定等]

(2) 基本方針

「会計法令の適用を受ける契約に基づいて行われる事業を実施する民間事業者の選定に際しては、会計法令に基づき、一般競争入札によることを原則とすること。」
[二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項]

(3) PFI事業実施プロセスに関するガイドライン

「一般競争入札において、民間事業者の創意工夫を評価する選定を行う場合、会計法令の規定に従い価格及びその他の条件により選定を行うこと（いわゆる「総合評価一般競争入札」）が可能である。[4-1 民間事業者の募集、評価・選定（10）会計法令の適用を受ける場合]

(4) 自治事務次官通知（平成12年3月29日）

「第5 1 契約の相手方の選定方法の原則（一般競争入札）」

- 総合評価一般競争入札の活用等 -

PFI事業者の選定方法は、公募の方法等によることとされており（PFI法第7条第1項）、一般競争入札によることが原則とされていること。

この場合において、PFI契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることにかんがみ、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）の活用を図ること。

この際、あらかじめ学識経験者の意見を聴き、落札者決定基準を適切に定め、公表すること等、所定の手続きに十分留意すること。」

参考資料【PFI法】 別添「PFIパンフレット（内閣府）」

参考資料【基本方針】 別添「PFIパンフレット（内閣府）」

参考資料【ガイドライン】 資料9

参考資料【自治事務次官通知】 資料10

杉並公会堂 PF事業審査委員会設置要綱

平成 13年 11月 22日

杉区管発第 516号

(設置)

第 1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11年法律第 117号)第 7条第 1項の規定により、杉並公会堂の改築及び維持管理運営に係る民間資金等活用事業(以下「杉並公会堂 PF事業」という)を実施する民間事業者を選定するにあたり、選定手続きの公平性、透明性を確保するため、杉並公会堂 PF事業審査委員会(以下「審査委員会」という)を設置する。

(所掌事項)

第 2条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)杉並公会堂 PF事業を実施する民間事業者の選定に関すること。

(2)その他杉並公会堂 PF事業の推進に関し必要な事項

(組織)

第 3条 審査委員会の委員は 7名とし、学識経験者等から区長が任命又は委嘱する。

(委員長等)

第 4条 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の責務)

第 5条 委員は、公正かつ公平な審査を行わなければならない。

2 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、区民生活部管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会に諮り、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月22日から施行する。

杉並公会堂 PF事業審査委員会名簿

役 職	委 員 名	各種関係団体等役職
委 員 長	宮 脇 淳	北海道大学大学院教授
委員長職務代理	前 田 博	弁護士
委 員	大 東 百合子	杉並区文化・交流協会理事長
委 員	岡 村 一 弘	東京都 P T A 連絡協議会会長
委 員	村 上 美奈子	杉並区都市計画審議会委員
委 員	滝 田 政 之	杉並区政策経営部長
委 員	四 居 誠	杉並区区民生活部長